

矢板市空家等活用支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、矢板市内における空き家の利活用を図り、もって地域コミュニティの維持及び再生の用途に資することにより、地域の活性化、子育て環境の整備、本市への移住及び定住を促進するため、空き家住宅を取得し、移住及び定住をする者に対して、当該住宅の改修費用の一部を補助するため、矢板市空家等活用支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、矢板市補助金等交付規則（平成14年矢板市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 空き家住宅 矢板市空き家バンク制度により登録された住宅をいう。
- (2) 移住 矢板市以外の区域から矢板市内に住所を移すことをいう。
- (3) 定住 矢板市の住民基本台帳に登録され、かつ、継続して居住することをいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 空き家住宅を取得したこと。
- (2) 取得した空き家住宅に移住し、かつ、当該空き家住宅に10年以上定住することを誓約すること。
- (3) 取得した空き家住宅に入居する世帯員（当該世帯員となる予定の者を含む。）が2名以上であること。
- (4) 市区町村が賦課する税に滞納がないこと。

(5) 空き家住宅の従前の所有者が3親等内の親族でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付しないものとする。

(1) 公共工事に伴う移転によるとき。

(2) 2以上の者が共同して空き家住宅を取得した場合にあっては、これらの者のいずれかがこの補助金、矢板市やいたぐらし応援補助金、矢板市結婚新生活支援事業補助金又は矢板市木造住宅耐震改修等補助金の交付決定を受けているとき。

(3) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が矢板市やいたぐらし応援補助金、矢板市結婚新生活支援事業補助金又は矢板市木造住宅耐震改修等補助金の交付決定を受けているとき。

(4) その他補助することが適当でない認められるとき。

（補助対象工事）

第4条 補助の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、取得した空き家住宅に対して行う改修、増築又は改築に係る工事で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 住宅の安全性、居住性、機能性等の維持向上を目的に行う主要構造部、居室、台所、浴室、トイレその他生活するために必要な部分に係る工事であること。

(2) 市内に事務所若しくは事業所を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主が実施する工事であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、補助対象工事から除くものとする。

(1) 国、県又は市が実施している他の制度による補助金等の対象経費に含まれる工事

(2) 併用住宅にあつては、事業の用に供する部分の工事

(補助金の額等)

第5条 補助対象経費、補助率及び補助金の額の上限は、別表のとおりとする。

(補助金の交付回数)

第6条 補助金の交付は、同一人に対して1回限りとする。

(補助金の申請)

第7条 申請者は、矢板市空家等活用支援補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 定住誓約書（別記様式第2号）

(2) 市区町村が賦課する税に滞納がないことを証する書類

(3) 空き家住宅の売買契約書の写し

(4) 建物の平面図及び位置図

(5) 改修前の空き家住宅の外観及び工事施工予定箇所の写真

(6) 空き家住宅の改修工事に係る明細書及び見積書の写し

2 補助金交付申請の期限は、空き家住宅の売買契約を締結した日から1年以内とする。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、申請書の内容を審査し、その結果及び補助金の交付額について、矢板市空家等活用支援補助金交付決定通知書（別記様式第3号。以下「交付決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は必要な条件を付することができる。

(変更申請等)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者は、第7条の申請内

容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに矢板市空家等活用支援補助金変更交付申請書（別記様式第4号）に当該変更に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、適当と認めるときは矢板市空家等活用支援補助金変更決定通知書（別記様式第5号）を当該申請者に通知するものとする。

（工事の着手）

第10条 申請者は、交付の決定を受けた日から60日以内に補助対象工事に着手しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

（完了報告）

第11条 申請者は、矢板市空家等活用支援補助金完了報告書（別記様式第6号。以下「完了報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 空き家住宅に移住後の世帯全員の住民票の写し（発行から3ヶ月以内のものに限る。）
- (2) 建物の登記事項証明書の写し
- (3) 工事請負契約書の写し
- (4) 改修後の空き家住宅の工事施工箇所の写真
- (5) 空き家住宅の改修工事に係る明細書及び領収書の写し

2 補助金完了報告の期限は、空き家住宅の改修が完了した日から1月を経過した日又は交付の決定を受けた日の属する年度の2月末日のいずれか早い日とする。

（補助金の請求）

第12条 申請者は、矢板市空家等活用支援補助金交付請求書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) 振込を希望する口座の通帳の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段等により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 正当な事由がなく、取得した空き家住宅の所在地に住所を異動した日から10年を経過することなく矢板市から転出し、又はその住宅を第三者へ譲渡したとき。
- (3) 指定の期日までに完了報告書を提出できないとき。
- (4) 完了報告の時点で世帯員が2名以上とならないとき。
- (5) その他市長が相当の事由があると認めるとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合には、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けた者にやむを得ない特別の事情があると認めるときは、補助金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(補助金の交付対象の特例に係る読替え)

第15条 補助金の交付対象者が、申請年度の4月1日時点で18歳未満の子と同居する世帯又は申請年度の4月1日時点で夫婦のいずれかが39歳以下である世帯（以下「子育て世帯等」という。）であった場合における第2条第1号、第3条第1項第2号及び第11条第1項第1号の規定の適用については、第2条第1

号中「矢板市空き家バンク制度」とあるのは「栃木県空き家バンク及び矢板市空き家バンク制度」と、第3条第1項第2号中「移住し」とあるのは「移住し、又は転居し、」と、第11条第1項第1号中「移住」とあるのは「移住又は転居」と読み替えるものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第15条の読替規定は、この要綱の施行の日以降に空き家住宅を取得した子育て世帯等に適用するものとし、同日前に空き家住宅を取得した子育て世帯等については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

補助対象経費及び補助率	所在地域	上限額
補助対象工事に要する経費の2分の1の額（子育て世帯等にあつては、	矢板市やいたぐらし応援補助金交付要綱別表に定める特定地域加算の対象地域	50万円（子育て世帯等にあつては、100万円）

<p>3分の2の額)。ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>	<p>その他の地域</p>	<p>30万円（子育て世帯等にあっては、60万円）</p>
---	---------------	-------------------------------